

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜県重要文化財の指定の解除 岐阜県重要無形文化財の保持者の認定の解除 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく 知事が定める医療費指数反映係数等 保安林に指定する予定である旨の通知 保安林の解除をしようとする旨の通知	(文化伝承課) (同) (国民健康保険課) (同) (森林保全課) (同)	四九 ^ハ 四九 五〇 五〇 五二
落札者等に関する公示 土地改良区役員の退任	(情報システム課) (西濃農林事務所)	五二 五三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

第 四 百 六 十 七 号
令 和 六 年 二 月 九 日

(金曜日)

告 示

岐阜県告示第五十二号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第四条第一項の規定により、次のとおり岐阜県重要文化財の指定を解除するので同条第二項において準用する同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

指定を解除する岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	内 容	所在地	所有者	住 所
岐重 六七	絵画	屏風	一双	縦 九七糎 横 二二八・八糎	土岐市妻木町	鈴木黒次郎	土岐市妻木町

岐阜県告示第五十三号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第七条の二第七項の規定により、次の岐阜県重要無形文化財の保持者の認定は、令和五年四月十七日付けで解除されたので、同項後段の規定により告示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	保 持 者 関 係	告 示
-----	-----------	-----

令和六年二月九日

志野

加藤 孝造

平成七年岐阜県教育委員会告示第五号

岐阜県告示第五十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数等を次のとおり定め、令和六年四月一日から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく知事が定める医療費指数反映係数等に関する告示（令和五年岐阜県告示第六十二号）は、令和六年三月三十一日限り廃止する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数 〇・八三三
- 二 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数 一・〇六四八三八一三三七七八
- 六
- 三 政令第九条第八項に規定する一般納付金基礎額調整係数 一・〇〇四二六四四二九八五〇五
- 四 政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 五 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数 一・〇五四九九五五三〇九六四〇
- 六 政令第十条第六項に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九八二四九九
- 七 政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 八 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数 一・二三三八六一九五五七一九二
- 九 政令第十一条第六項に規定する介護納付金納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九九五六四九八

十 政令第十一条第七項に規定する介護納付金納付金被保険者均等割指数 〇・七〇

岐阜県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市白鳥町六ノ里字家ノ洞二二六の一・二二六の二・字松本二三四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町西乙原字上野平三三四三の一・三三四八の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町古道字房会津二八六の一・二八六の二・二八七の二・二八七の三・字獅六四八四・四八五・四九二の二・四九二の三・四九五(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、字房会津二八七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町羽根字出水洞三〇三九の四六、三〇三九の一〇七から三〇三九の一〇九まで、三〇三九の二三〇、三〇三九の二三三、三〇三九の二三四、三〇三九の二七二、三〇三九の二八四、三〇三九の二八八、三〇三九の二九〇、三〇三九の二九一、三〇三九の二九五から三〇三九の二九七まで、三〇三九の三〇〇から三〇三九の三二二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町門坂字樋口六〇五の一、六〇五の二、六〇六、六七二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市蛭川字遠ヶ根二二の二から二二の二四まで、七三の二六、七三の二七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量 個人番号利用事務専用パソコン・プリンターの購入及び保守業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和5年10月20日

4 落札者を決定した日 令和5年11月29日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

株式会社大塚商会中部支店

支店長 上村 親志

6 落札金額 35,739,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進局情報システム課情報システム係
- (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	地名	退任年月日	役名	氏名	住 所
高須輪中 土地改良区		令和 五・三・三	理事	浅野 國治	海津市海津町高須町 四二番地

令和六年二月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社